

杉並区補助金適正化方針

1 基本的考え方

社会環境の変化を踏まえ、将来にわたり区民生活を支えることのできる安定した財政基盤を確立するとともに、区民と行政との協働を推進し、分権時代にふさわしい真の住民自治を実現していくため、「杉並区補助金の適正化に関する懇談会」の提言に基づき、補助金制度の適正化を図るものです。

2 対象

全ての補助金

〔ただし、社会福祉法人等の福祉施設建設に関する補助金を除きます。〕

3 適正化の方向

補助金の適正化については、評価基準に基づき、以下のとおり実施します。

(1) 補助金の継続・拡充	
(2) 補助金制度の整理 統合	政策目的の希薄な補助金又は類似する補助金等の整理・統合 補助期間の終期の設定 委託金と補助金との区分の明確化
(3) 新たな補助金制度	包括補助制度導入の検討
(4) 補助金運用方法の改善	

4 評価基準

個人や団体等に対する補助金の交付実態を踏まえ、以下の基準により補助金を見直します。

(1) 責任の明確化

補助金の交付から対等な当事者としての「契約」や「協定」に基づく負担金や分担金への移行

団体等の構成員の負担能力や自己資金の状況など、自立的な運営が可能な団体への補助金の縮小又は廃止
協働の視点から行政が財政負担することの適否又は負担の範囲の明確化
個人を対象とする補助金への所得制限等の導入

(2) 行政目的の希薄な補助金又は小額補助金等の見直し

行政目的が希薄化している補助金の廃止
補助単価若しくは補助金総額が極めて小額の補助金又は補助対象者が極めて少数の補助金の統合又は廃止

(3) 補助金の終期の設定等

補助期間の設定や段階的な補助金の縮減など、政策課題に対する重点期間の明示

(4) 類似する補助金の整理・統合

交付目的や対象、要件などが類似する補助金の整理・統合

(5) 包括補助制度の導入の検討

団体等の裁量を拡大していくための包括補助制度の導入について、適用可能事業や金額等について検討する。

5 補助金運用方法の改善

会計原則を踏まえつつ、団体等にとって補助金を有効に活用していくことができるよう補助金運用方法の改善について検討する。
実績報告書の簡略化、翌年度繰越の可否等

6 事業効果の検証・公表

行政評価においては、評価調書の改定等を通して定量的な成果の検証方法を講じることとし、的確な事業効果の評価を行うものとします。

また、補助金制度の透明性を確保し、事業効果の客観性を担保していくため、補助金の現状について、住民や議会へ公表します。